全ト協発第68号（環）
平成22年5月6日

都道府県トラック協会長　殿

社団法人 全日本トラック協会
会　長　中西　英一郎

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令並びに関係通達の改正（アルコール検知器の使用義務付け等）について

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
　平素は、当協会の業務運営に関し、種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記について国土交通省より別紙のとおり、公布されましたのでお知らせいたします。
　つきましては、趣旨をご理解の上、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

別紙資料
・ 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（国土交通省令第30号）
・ 貨物自動車運送事業者が点呼等において用いてアルコール検知器を定める告示（国土交通省告示第485号）
・「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について
・「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」の一部改正について
・「貨物自動車運送事業法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等の解釈及び運用について」の一部改正について

参考資料
・ 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正及び安全規則の解釈及び運用通達、運行管理者資格者証の返納命令発令基準等通達の一部改正概要（要旨）について

※紙面の関係上、参考資料のみを展開します。（適正化事業部）

（参考資料）

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正及び安全規則の解釈及び運用通達、運行管理者資格者証の返納命令発令基準等通達の一部改正概要（要旨）について

Ⅰ．公布即施行（平成22年4月28日施行）

○安全規則関係

1. 事業者は、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないこと。（規則第3条第5項）

2. 事業者は乗務前点呼及び乗務途中点呼において、運転者に対し、酒気帯びの有無の報告を求めること。（規則第7条第1項、第3項）
3. 運転者は酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を事業者に申し出ること。（規則第17条第1項第1号）
4. 事業者は運行管理者資格者証（旅客自動車運送事業に係る運行管理者資格者証を含む。）を有する者も運行管理補助者に選任することができる。（規則第18条第13項）
5. 運行管理者の業務に、酒気を帯びた状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させないことを追加する。（規則第20条第1項第4号）

〇安全規則の解釈運用通達

1. 安全規則第3条第5項関係

「酒気を帯びた状態」とは道交法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg／ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わないものである。

2. 安全規則第7条第1項～第3項関係

「酒気帯びの有無」は、道交法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わないものである。

3. 安全規則第18条第3項関係

・ 補助者の選任は、選任されている営業所の補助業務に支障を生じない場合に限り、同一事業者の他の営業所の補助者を兼務できる。ただし、各営業所において、運行管理業務が適切にできるよう運行管理規程に規定しておくこと。
・ 補助者が行う業務は、運行管理者の指導及び監督のもとに行われるものであり、次に該当するおそれがあることが確認された場合には、ただちに運行管理者に報告し、運行の可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示をすること。

① 運転者が酒気を帯びている
② 疾病、疲労その他の理由により安全運転をすることができない
③ 無免許運転、大型自動車等無資格運転
④ 過積載運行
⑤ 最高速度違反行為

〇運行管理者資格者証の返納命令発動基準等通達

・ 運行管理者資格者証を有する運行管理補助者が次に該当することとなった場合には、当該補助者の運行管理者資格者証の返納を命じることとする。

事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、過積載運行又は最高速度違反行為を引き起こした場合であって、当該補助者がその業務において運転者がこれらを引き起こすとおそれがあることを認めたにもかかわらず、当該違反行為を命じ、又は容認したとして公安委員会から道路交通法通知があったとき。

Ⅱ.平成23年4月1日施行

〇安全規則関係

1. 事業者は、乗務前点呼、乗務途中点呼及び乗務後点呼において、運転者に対し、酒気帯びの有無を確認すること。（規則第7条第1項、第2項、第3項）

2. 事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるもの）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼時

において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行うこと。（規則第7条第4項）

3. 事業者は、点呼を行い、確認をしたときは、運転者ごとに点呼を行なった旨、確認の内容を記録すること。（規則第7項第5項）

4. 運行管理者の業務に点呼時において運転者から報告を求めるだけでなく確認することを加えるとともに、アルコール検知器を常時有効に保持することを追加する。（規則第20条第1項第8号）

〇国土交通省告示第485号（平成22年4月30日）

貨物自動車運送事業者が点呼等において用いるアルコール検知器を定める告示

安全規則第7条第4項の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

〇安全規則の解釈運用通達

1. 第7条第4項関係

・ アルコール検知器はアルコールインターロックを含み、当面性能上の要件を問わないものとする。
・「アルコール検知器を営業所ごとに備え」とは、営業所に設置され、営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器）又は営業所に属する事業用自動車に設置されているものをいう。
・「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持することをいう。このため、アルコール検知器のメーカーが定めた取扱説明書に基づき、使用し、管理し、保守するとともに、次のとおり定期的に故障の有無を確認し故障していないものを使用すること。

① 毎日（アルコール検知器を運転者に携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させる場合にあっては、運転者の出発前、②において同じ）確認すべき事項
（ア）アルコール検知器に電源が確実に入ること。
（イ）アルコール検知器に損傷がないこと。

② 毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項
（ア）確実に酒気を帯びていない者が、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知しないこと。
（イ）洗口液、液体歯磨等アルコールを含有する液体又はこれを薄めたものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること。

・「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

・「アルコール検知器を用いて」とは、対面でなく電話等で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話等で報告させることにより行うものとする。

2. 第7条第5項関係

・ 乗務前点呼、乗務途中点呼及び乗務後点呼の記録については、所定の記載事項のほかアルコール検知器の使用の有無及び酒気帯びの有無が追加された。